議案第22号

北名古屋市遺児手当支給条例の一部改正について

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市遺児手当の支給額を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市遺児手当支給条例(平成18年北名古屋市条例第106号) の一部を次のように改正する。

第3条中「有する者で、遺児と同居して」を「有し、遺児と同居している者で」に、「監護し、かつ、その」を「監護する父若しくは母又はその」 に改める。

第5条を次のように改める。

(支給額及び支給の期間)

- 第5条 手当の額は、遺児1人につき月額4,350円とする。ただし、 当該遺児に係る手当の支給が始まった月(同じ遺児に係る手当の支給を 受けたことがある受給資格者に対して当該遺児に係る手当を支給する場 合にあっては、当該受給資格者への最初の支給が始まった月。以下「支 給開始月」という。)から起算して36月を経過した遺児については月 額2,175円とし、支給開始月から起算して60月を経過した遺児に ついては手当を支給しない。
- 2 次の各号に掲げる者の前年の所得(1月から10月までの手当については前々年の所得とする。)が規則に定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは手当を支給しない。
 - (1) 受給資格者
 - (2) 遺児の父若しくは母である受給資格者の配偶者又は受給資格者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該受給資格者と生計を同じくするもの
 - (3) 養育者である受給資格者の配偶者又は当該受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するもの
- 3 手当の支給期間は、支給開始月から手当を支給すべき事由が消滅した 日の属する月までとする。ただし、受給資格者が災害その他やむを得な い理由により第4条の認定の請求又は北名古屋市遺児手当支給条例施行 規則(平成18年北名古屋市規則第67号)第9条による届出(以下

「認定請求等」という。)をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に認定請求等をしたときは、受給資格者がやむを得ない理由により認定請求等をできなくなった日の属する月の翌月から手当を支給する。

4 手当は、1年を6期に区分し、1月、3月、5月、7月、9月及び1 1月にそれぞれ前月までの分を支給するものとする。ただし、次条の規 定により受給資格が消滅したときは、その支給期月でない月であっても 支給する。

第6条中「受給資格者」を「遺児」に、「該当することとなったときは、 受給資格を」を「該当するときは、受給資格者の当該遺児に係る手当の受 給資格が」に改める。

第7条中「支払う」を「支給する」に、「支払っていなかった」を「支給 していなかった」に改め、「未支払の」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項 及び第2項の改正規定は、令和3年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北名古屋市遺児手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第3項ただし書の規定は、この条例の施行の 日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により第4条の認定の請求 をすることができなかった場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までの間に生じた新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により第4条の認定の請求をすることができなかった場合については、改正後の条例第5条第3項ただし書の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内(

その理由のやんだ日が北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例(令和3年北名古屋市条例第一号)の施行の日前である場合には、同日の翌日から起算して15日を経過する日まで)」とする。